

13.農地耕作条件改善事業による農地集積の状況（処置要求）

農林水産本省、5農政局

17億1022万円（指摘金額）

事業の概要

- ✓ 農林水産省は、我が国の農業競争力を強化するため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進
- ✓ きめ細かな耕作条件の改善を機動的に支援することにより、**地域内の担い手への農地集積を推進**する地域内農地集積型事業（集積型事業）等を実施する市町村、土地改良区等の事業主体に対して、農地耕作条件改善事業交付金を交付
- ✓ 集積型事業を実施しようとする事業主体は、**事業を実施する地区ごとに、農地集積目標等を記載した地域内農地集積促進計画（促進計画）等を作成し、集積型事業の完了後、農地集積目標の達成状況等について事業達成状況報告書（達成報告書）を作成**
- ✓ 農地集積目標については、地区内における事業実施前後の担い手の集積面積をそれぞれ記載
- ✓ 事業実施後においては、農地集積目標が相当程度達成されていることが見込まれる

検査の結果

- ✓ 事業主体が、集積見込農地について特定していないなど、**促進計画を適切に作成していない**。達成報告書でも、促進計画に対応した農地集積の実績値を記載することができず、計画で定めた農地集積目標の達成状況を把握できていない（9地区7事業主体 交付金交付額計2億5848万円）
- ✓ 促進計画を作成する際に農地集積に係る各当事者の意思の確認を十分行わなかったなどのため**農地集積目標の達成状況が低調**（目標達成率50%未満：56地区41事業主体 交付金交付額計14億5173万円）
- ✓ 農地集積目標が達成できていないにもかかわらず、事業主体が**事業実施後に農地集積を促進させるための取組を行っていない**（上記56地区41事業主体のうち32地区23事業主体 交付金交付額計8億5604万円）

要求する処置

- ✓ 促進計画の作成に当たっては、事業主体が**集積見込農地を具体的に特定した上で農地集積目標を記載**するとともに、達成報告書の作成に当たっては、事業主体が促進計画に定めた集積見込農地に係る農地集積の実績を記載するよう、**実施要綱等に明記**
- ✓ 事業主体に対して、促進計画を作成する際に、事業実施後には農地を貸し出すこと又は借り受けて耕作を行うことについて、**農地集積の当事者となる出し手及び受け手の意思の確認を十分に行うよう、都道府県を通じるなどして指導**
- ✓ 事業主体に対して、事業実施後であっても、農地集積目標が達成できていない場合には、**農地集積目標の達成に向けた取組を行うよう、都道府県を通じるなどして指導**

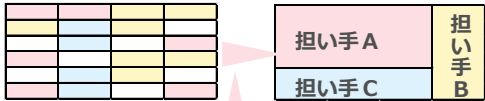
13.農地耕作条件改善事業による農地集積の状況（処置要求）

農林水産本省、5農政局
17億1022万円（指摘金額）

事業の概要

<農地集積>

担い手が利用する農地を拡大すること



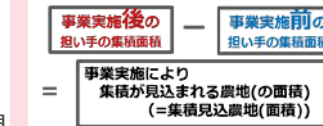
農地の所有者（出し手）から
耕作を行う意思のある担い手（受け手）
に利用権を設定

<農地耕作条件改善事業>

農地の畦畔除去等による区画拡大、暗渠排水整備等の基盤整備等のきめ細かな耕作条件の改善を機動的に支援することにより、農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積を推進（集積型事業）等。

集積型事業は、農地集積に当たり課題となっている農地の耕作条件を改善する事業で、実施後は農地集積目標が相当程度達成されていることが見込まれる

促進計画：農地集積目標を記載



事業完了後：
農地集積目標の達成状況

促進計画
達成報告書



検査の結果

促進計画を適切に作成していない
(9地区7事業主体)

7事業主体（交付金計2億5848万円）は、促進計画の作成に当たり、集積見込農地について特定しておらず、農地集積目標が具体性なし。達成報告書も実績に基づかない値を記載し、農地集積目標の達成状況を把握できていない

要求する処置

促進計画の作成に当たって集積見込農地を具体的に特定して農地集積目標を記載することなどを実施要綱等に明記すること

農地集積目標の達成状況が低調

(56地区41事業主体)

交付金計14億5173万円

全体の約2割の56地区で集積見込面積に対する集積済面積の割合（目標達成率）が50%未満

目標達成率	100%	50%以上 100%未満	50%未満	うち10%以上50%未満	うち10%未満
地区数	164地区	61地区	56地区	30地区	26地区

低調である理由

促進計画を作成する際に農地集積に係る各当事者の意思（出し手・受け手）の確認を十分に行わなかったなど



56地区41事業主体のうち、32地区23事業主体で、農地集積目標が達成できていないのに、事業実施後に、農地集積を促進させるための継続的かつ個別的な働きかけを行っていなかった（交付金計8億5604万円）

事業実施後には農地を貸し出すこと又は借り受けて耕作を行うことについて、計画作成時に農地集積の当事者の意思の確認を十分に行うよう事業主体に指導すること

事業実施後であっても、農地集積目標が達成できていない場合には、農地集積目標の達成に向けた取組を行うよう事業主体に指導すること